

災害時等における緊急一時避難施設等としての使用に関する協定

久喜市（以下「甲」という。）と八坂神社（以下「乙」という。）及び八坂神社世話人会（以下「丙」という。）との間に、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の使用協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害時等に、広域避難が困難な避難者の避難場所や防災活動従事者の活動拠点等として、一時的に乙及び丙の施設を甲が使用すること等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設等の内容）

第2条 甲が災害時等に緊急一時避難施設等として使用できる施設は、乙及び丙の施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

施設名称	八坂神社及び八坂会館
施設所在地	埼玉県久喜市栗橋北2丁目15番1号
使用範囲	八坂神社社務所及び八坂会館

（協力内容）

第3条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、この協定に基づき乙及び丙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。乙及び丙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとし、履行義務を負うものではない。

- (1) 避難者及び防災活動従事者（以下「避難者等」という。）に対し、乙及び丙の施設の一部を緊急一時避難施設等として提供すること。ただし、提供する場所は乙及び丙が指定する。
- (2) その他、乙及び丙が避難者等の緊急一時避難施設等の利用に関して甲に協力できる事項。

（申請及び許可）

第4条 甲は、乙及び丙の施設を使用する場合において、事前に文書をもって乙及び丙に要請し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により申請を受けたときは、乙及び丙の施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

（使用期間）

第5条 緊急一時避難施設等の開設期間は、災害時等に避難又は防災活動が開始された時から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙、丙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、甲は乙及び丙に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙及び丙による緊急一時避難施設等の提供は、原則無償とする。ただし特別な事情がある場合は、その経費の額は甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

(連絡先等の確認)

第7条 緊急一時避難施設等の提供要請及び提供を円滑に行うため、甲、乙及び丙は、それぞれ連絡先及び連絡責任者を定め、書面により報告するものとする。この場合において、内容の変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の申出がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年3月23日

埼玉県久喜市下早見85の3

(甲) 久喜市
久喜市長

埼玉県久喜市栗橋北2丁目15番1号

(乙) 八坂神社
宮 司

埼玉県久喜市栗橋北2丁目15番1号

(丙) 八坂神社世話人会
代 表